

第9回小樽市自治基本条例策定委員会

- ・日 時 平成23年2月23日（水）16：00～17：30
- ・場 所 小樽経済センター 4F Aホール
- ・出席者 横山会長、石黒副会長、上野委員、小笠原委員、佐藤委員、中委員、神野委員、田口委員、山埜委員（川脇委員、中松委員、松本委員欠席）
（オブザーバー）富樫会長
（事務局）上石主幹、布主査、石澤係長

（事務局 布主査）

ただいまから自治基本条例策定委員会を初めさせていただきたいと思います。横山会長より所用のため20分ほど遅れるという御連絡を頂いておりますので、本日の次第にございます「情報共有」につきまして、2月1日に事務局と石黒先生とで、条例文案について検討いたしましたので、事務局より、その御説明をさせていただき、進行につきましては石黒副会長にお願いしたいと思います。

（事務局より条例案、素案検討時の議論点に沿って説明）

<自治基本条例全体にかかわる事項>

- ・言い回しとして「市は、～するものとする。」などといった表現を全体的にどうするか
- ・「です。ます。」体にするか「である。」体にするか。

※小樽市には、公文書作成に関する訓令があり、それによると「である。」体となる。

打ち合わせでは、小樽市の他の条例がすべて「である。」体である中、条例の上位に位置する自治基本条例だけが「です。ます。」体であれば違和感はあるとの意見が素案打合せの時には出た。どちらがいいかは策定委員会の議論にゆだねることとし、素案は「である。」体で提示している。

<情報提供、情報公開、個人情報保護>

- ・基本原則での情報共有の位置付けの整理を委員会へ提起した。
※素案検討時には、情報提供と情報公開の目的とはどこで規定するのかという議論があった。他市の規定をみても、基本原則に「参加、協働、情報の共有」を規定している自治体が多く、そのために情報の共有とは何をするかという規定の流れがスムーズであるという結論になった。
- ・委員会への素案は「情報の提供、情報の公開、個人情報の保護」として提示する。
※他市では、個人情報の保護は行政運営に規定しているケースもある。
- ・説明責任は、市政運営の中で整理してもらおう方向で委員会へ提起した。
- ・表現の幅はもっといろいろあるだろうから、委員会へ提示した。「市民の意見の把握に努める。」「積極的に～」「公平に～」など。
- ・「知る権利」については、憲法上明文化されておらず、最高裁判例でもはっきりと保障されているといっているものはないので、「尊重」という表現にとどめている。

(石黒副会長)

今事務局より説明のありましたとおり、先日、事務局と私とで情報共有の条例素案につきまして、検討いたしましたので、その結果が皆さんのお手元にございます。皆さんも色々疑問質問等ございますので、そういう点も含めて御議論いただきたいと思ひます。

基本原則についてどうするかという議論は今までまだ無いですね。

(事務局 上石主幹)

まだしていませんね。以前情報の共有ということでお話をしたときに、今回の自治基本条例の大きな柱というのが、情報の共有と市民参画と協働。この3つがキーワードになっておりますので、今回の情報の共有というのが、まちづくりを推進するための前提条件になるものであります。そういった意味からも、まず基本原則の中に必ず位置づけられなければいけないということが、素案検討時の議論として出ましたので、事務局案としては前提としております。また、この情報の共有におきましては、町の現状、課題、その課題解決など、まちづくりについて市民の皆様と共通認識を持つことが必要不可欠である。そして、市が保有する情報が膨大であるということがありますので、まず市から広報誌やホームページ等を利用して、一部の市民だけでなく、すべての市民に対してわかりやすく、的確に情報を提供する必要があるということがありますので、まず1項として情報の提供という形で位置付けさせていただきました。他の市の自治基本条例においては、情報の提供と公開をセットで規定しているところもありますし、各自治体によって様々ですが、今回、小樽市としては情報公開条例及び個人情報保護条例というものが既に整備されているということがありますので、まずこの3つが情報の共有の中で定義されるべきと考えております。

あと情報の提供の部分については、ホームページ等の媒体名を明記している自治体もありますが、自治基本条例自体、頻繁に媒体が変わったので改正するというものではないので、あまり具体的なものを盛り込まずにシンプルにしたほうがよいということもありましたので、今回の案のように媒体自体は明記はしないとなっております。

(石黒副会長)

今回、素案を確定するとしても、他の部分を議論していく中で、不十分に思えてきたり、連動する部分や、全体の体系として位置づけられるので、議論が経過していく中で考える部分も出てくると思ひます。おそらく、一応決めて、他の部分を議論していく中で、必要に応じて修正を加えていくということになろうかと思ひます。この点については会長に確認したいと思ひます。

表現につきまして、「である。」体と「です。ます。」体についても、この条文だけの問題ではなく条例全体に係る問題と思ひますので、今日ここで決めることはできないと思ひます。

(神野委員)

「小樽市公文書の作成に関する訓令」というのは、自治基本条例の作成にも当てはまるのでしょうか？

(事務局 上石主幹)

はい、自治基本条例も「です。ます。」体にするということであれば、この訓令自体も変えなければなりません。ただ、今回、通常の言いまわしで提案しておりますのは、素案検討時に、小樽市のすべての条例が「である。」体になっている中で、自治基本条例だけが「です。ます。」体にする意味、必要性はなんだろうという議論がありました。ただ、他の自治体の条文では「です。ます。」にしている例

もありますので、できないわけではないのですが、現在の案は提出しましたとおりとなっております。

(小笠原委員)

委員会の当初の話で、自治基本条例をどのくらいの年代の方に読んでもらうように作るかという話があったかと思うのです。私の記憶では、小学校の高学年くらいというイメージがあったのですが、そのあたりの配慮の必要もあると思うのです。市の条例を小学生が目に触れるかということ、そういうことはないと思うのです。ですから、総合学習とか社会科系の授業で扱えるということはある程度考えたほうが良いと思うのです。多くの皆さんに使ってもらう、読んでもらう、そういう意味でもわかりやすくするという考え方があると思いますし、一方で、そうではなくて何かあったときに出すものだという考えであれば、小樽市の条例全体での整合性という考え方ということもあると思いますが、ただ、せっかく作るので、できるだけ多くの皆さんの目に触れたほうがいいのではと私は思います。

(事務局 上石主幹)

今、小笠原委員からの御意見の中で、確かに条例を作って、条例の主旨、内容について皆さんに御理解をしていただけないと意味がない。ただ、条例自体を読みやすくして本当にわかるのかという考え方もあると思います。ですから各自治体においては、その条例の補足のために、もっと詳しく噛み砕いたハンドブックや解説書を作ったり、小学生でも理解できるような冊子を作っておりますので、逆に内容をわかりやすくということであれば、条例をそのまま出すのではなく、親しみやすい形で皆さんに提供し御理解を頂く取組みが必要ではないかと思っております。

(小笠原委員)

前文だけが「です。ます。」体で、それ以外が「である。」体の自治体はなかったでしょうか。前文だけはとてもわかりやすい自治体があったような気がするのですが。条例の中でも、ここだけは読んでもらいたいという部分も、もしかしたらあると思うのです。

(事務局 石澤係長)

手元帯広市は前文が「です。ます。」体で、中の規定が「である。」体ですね。ただ、小樽市の場合で言いますと、前文だけでも「です。ます。」体にする場合には、公文書の訓令を変える必要があります。

(横山会長)

遅れて申し訳ありませんでした。「です。ます。」体の議論ですね。稚内市は全部「です。ます。」体にしました。稚内市も条例はすべて「である。」体だったのですけれども、自治基本条例だけ「です。ます。」体にしたのです。そのために訓令を変えています。

(事務局 石澤係長)

そうですね、自治基本条例で「です。ます。」体を使えるように訓令を変えていますね。

(横山会長)

訓令を作れば「です。ます。」体は可能ですね。訓令がないと難しいですが、稚内市のように可能だとは思いますが。ただ、自治基本条例については「です。ます。」体としますという訓令をつくらなくてはいけません。今は情報の共有の議論ですか？

(事務局 上石主幹)

情報の共有の中で、事務局と石黒先生とで案を出したのですが、いまの「です。ます。」体の表現の仕方については、また改めて議論をしていくとは思っておりますので、今回は通常の「である。」体で

出させていただきます。

(横山会長)

策定委員会の議論のある程度の時期までに、言い回しは決めればよいでしょうね。後でも修正は可能ですので。ただ検討は必要でしょうね。「です。ます。」体というのは珍しいですから、自治体の多くは「である。」体が多い。ただ「です。ます。」体になっている自治体もあるわけですので、函館市もそうですが、検討委員会の中で、「です。ます。」体がいいということで、稚内市と同様に関係規則の整理を行っているはずですよ。

石黒先生と事務局で考えた原案を元に、情報共有の議論についてですね。情報共有に関しましては一度策定委員会で議論しておりまして、その内容を踏まえまして今回の提案になっているのですが、情報共有の中を、情報の提供、情報の公開、個人情報の保護の3つに分けています。それぞれについて根拠となる小樽市の条例等も記載されております。表現についても色々な幅があると記載されております。

(上野委員)

この原案についてお伺いしたいのですが、情報の提供の部分につきまして、「適切な時期」と表現している理由はなんですか？

(事務局 上石主幹)

情報につきましては、市民が知りたいときに知らないという情報の価値が無くなる側面がありますので、当初「適切な時期」だとか「積極的」といった表現が色々ある中で、我々としては市民の方たちが知りたいとき、すなわち「適切な時期」という表現、また加えて、わかりやすさという面からも「分かりやすく」という表現にしました。

(上野委員)

市民にとっての「適切な時期」でしょうか。

(事務局 上石主幹)

そうです。

(上野委員)

私の捉え方では、役所にとっての「適切な時期」と感じたものですから。「分かりやすく」というのはいいと思うのですが、「適切な時期」というのは情報を出す時期の判断を、役所が主体的にしてしまうように感じたものですから。

(横山会長)

これは難しいところで誤解を招く部分ではありますね。まちづくりというのは不断にやっているわけですから、ある時期にまとめてまちづくりをするわけではないので、ですから「適切な時期」という表現を入れてあらぬ誤解を招く可能性はありますね。上野委員の御指摘のとおりですね。「適切な時期」という言葉が要るのか要らないのか、それもひとつ議論していただきたい。

(神野委員)

私も、上野委員の指摘していた点を同じように思いました。なんとなく行政側にとって都合の良い時期というようなニュアンスを感じました。

(横山会長)

そういう解釈も成り立ちますね。「市が適切な時期に提供するように努めなければならない」という

わけですからね。どうしても行政主体のイメージになりますね。これ、入れなくても意味として通じますね。

(石黒副会長)

通じますね。入れた主旨というのは、他の自治体、例えば帯広市、稚内市、苫小牧市などがそういう表現をしています。それは、事務局説明でもあったとおり、政策決定に間に合わないとか、まだ決定されていないタイミングで出されても大方意味がなくなってしまう。原則としては、市民の参加によって色々なことが決められるべきというのがあって、その参加のためには色々な情報がなければ参加もできない。だから必要なときに、必要なかたちで、わかりやすく情報を出すというのは、他の自治体の主旨でもある。それと同じ考えで原案を作っています。ただ、お話のような解釈も成り立つので、行政の都合で使われる可能性も無くはないですね。

(小笠原委員)

「速やか」ではどうですか。情報ということについて早いほどいいということではないでしょうか。「適切な時期」を待ってという解釈でしたら、その情報の公開というのは、私は早いほどいいという風に思うので、「速やかに、分かりやすく市民へ」というほうがいいと思います。

(石黒副会長)

札幌市は「速やかに」となっていますね。色々な情報について、速やかに、かつ、分かりやすく提供するとなっていますね。

(小笠原委員)

資料にある表現の幅というので言うと、「積極的かつ分かりやすく」としたら、「積極的に」の部分に「速やかに」というニュアンスがはいっていると思うので、「適切な時期」を取り除くのであれば、「すみやかに」とか「積極的」という表現でいいのかなという気はします。

(横山会長)

「速やかに」というのはいい言葉ですね。「積極的」というのはやや抽象的ですね。函館市は情報共有というのは第3章になっていて、情報の提供がその中の1条ですけれど、「積極的かつ迅速に、わかりやすく」となっています。江別市は「速やかに、かつ、分かりやすく」ですね。札幌市も「速やかに、かつ、わかりやすく」ですね。他の委員の方々の意見はいかがでしょうか。

(佐藤委員)

情報の提供の場合には、時期だとか、速やかにというよりも、市民との情報の共有の中で、まちづくりに関する情報をわかりやすくというのが大事だと思うのですが、提供するように備えていなくてはならないということで、こういう「適切な時期」だとかそういう文言というのは変えないで、市民が提供してほしいときにいつでも情報が手に入る、そういうような文言にしたほうがわかりやすいのではないかと思います。まちづくりに関する情報がわかりやすく市民がほしいということですから、これは市が提供してあげればいいのですから、それ以外の文言というのは入れなくてもいいような気がするのです。

(横山会長)

まちづくりに関する情報を、わかりやすく市民へという感じでしょうか。

(小笠原委員)

情報がほしい人と、ほしくない人と色々いると思うのですが、ほしい方が要求したら分かりやすく出てくる、ということか、あるいはいつでも公開されていて、例えば昨日今日起こったことがもう公開さ

れている、ということにするのかによっても大分違うと思うのです。皆さんが欲しいときにいつでもある状態にするなら、そうした内容も明記されていたほうがいいと思います。

(横山会長)

「速やかに」とかでしょうかね。

(小笠原委員)

情報というのは早いほうがいいと思います。ですから、今日必要な情報が、1週間後に分かりやすく提供されていても意味が無いというか、提供の時期が延びることによって情報の価値がなくなるということもあると思うのです。

(横山会長)

「速やかに、分かりやすく」ですね。他の方どうでしょうか。資料の条例文案ですと「公平に」という表現も幅ということでありますけれども。「速やかに」「分かりやすく」「公平に」市民へ提供する。「公平に」という文言が必要かどうか。

(石黒副会長)

色々な条文の中で、例えば市政運営についてというときに、「公平に」という表現を入れた場合、全体にかかわってくるので、各項目に表現として入れなくても全体的な効力になりうる。また、情報提供で言うと、偏った人に対して情報提供がされることのないように、というような意味でということも考えられますが、わざわざ入れなくても、原則論として入れるというのはありますし。

(横山会長)

そうですね、総則の部分などですね。

(石黒副会長)

原案でも、ありえる程度にとどめています。

(横山会長)

どうでしょうかね。色々な意見がでましたけれども。

(山埜委員)

今のお話を聞いて賛成なのですが、「公平に」という表現をここで入れる前に、市政というのは市民に対して公平であるべきで、わざわざここで入れなくても、総則的のところ「公平に」というのを入れて、ここで入れなくてもよいかと思います。

(横山会長)

ありがとうございます。中委員はいかがでしょう。

(中委員)

実際にどういう場合の話なのかイメージがはっきりしないのですが、「速やかに、積極的に、わかりやすく」とイメージはそうあってほしいとは思いますが、具体的に実例をね。こういうときに、こういう表現が適切だ、などイメージがピンときていないといえますか。

(小笠原委員)

広報おたる、とかですと1ヶ月に1回月初めに出ます。月の初めに起こったことは次の月にならないとわからないですね。でも、ホームページならいつの時点の情報でも随時に公開することができます。今日起きたことが、どの段階で公開されるのか気になりますよね。ですから「すみやかに」の捕らえ方が、人それぞれかもしれませんが、だれがみても同じ価値、意味として捉えられることが、大事で、

都合のいい捕らえ方をされないということでしょうか。

(横山会長)

まさにそのとおりですね。条例ですので都合のいい解釈をされないようにしないといけない。そうすると文言としてはどういうものがふさわしいでしょうか。

(小笠原委員)

仮に、問題が起きたときを考えると、「速やかに」とした場合、すぐに公開されるべきものが、1週間後に公開されて、「速やかに」と書いているのに、実行されていないと文句を言った人がいるとして、行政側が、速やかですと反論できる時期かどうかをこの言葉から出せるかどうか。だからそれが1日なのか2日、3日なのかは個人の感覚もあると思いますので、具体的に「即」とか「即刻」とかまでは必要ないと思いますが、常識的な範囲で、一般の人が「速やかに」としたときに、ここまでは速やかだろうと、私なら2日くらいという気持ちですが、そういう範囲で言葉を使ってよいのかなと思います。

ですので、後から問題になったときに、この言葉は、例えば市の職員の行動にクレームをつけたときに、「速やか」ではないと、言い切れるかどうか判断できればと思うのですが、難しいとは思いますが。

(横山会長)

そうですね、「わかりやすい」という文言があったとして、本当にわかりやすいかどうかというのがありますよね。

(小笠原委員)

色々な市民の方がおりますので、どのあたりの方に対してというのもあると思います。漢字が読めないということで、ルビがないのでわかりやすすくないというのも例えばあると思いますし。文句をつければきりがありますが、その平均的な最大公約数の選択といえますか、だれもがこれは絶対だというものはないと思います。

(横山会長)

ないでしょうね。多くの方が捉えられるような、平均的な線でしょうか。必ずクレームがついたりする可能性はありますね。そうすると「わかりやすく」とか「速やかに」とかはいいんじゃないかという感じはしますね。

(中委員)

今のお話を伺うと、現状として公平に情報を流すツールというのは、「広報おたる」かなと。説明会やホームページとかもありますが、やはり広報が一番公平で、一度に情報を出せますよね。そうすると、提供する市と、受ける市民との間の「速やかに、積極的に」やってくれているというところ。

1ヶ月、2ヶ月先延ばしにしていくのではなく、できるだけ1ヶ月以内に知らせていく努力をしていくというのが、現実的で親切な情報の流し方なのかなとすると、そういうあたりが「すみやか」の目標という感じでしょうか。そういう意味では3ヶ月後ではなく1ヵ月後に知らせてもらった方がありがたいというのはありますね。

(横山会長)

どうでしょうか。どの程度入れるか。

(中委員)

情報なら、なんでもかんでも提供できるかといったらそうでもないので、ある程度の大枠でとらえて、

個別のこまごましたものは、個別に努力してやってくださいということになるじゃないでしょうか。

(田口委員)

私は最初、シンプルなほうがいいと思っていたので、「まちづくりに関する情報をわかりやすく市民へ提供する」でいいかなと思っていたのですが、皆さんの意見を聴いているとどうしても主観というのがそれぞれの人にあるので、「速やかに」も「わかりやすく」も人によっては「速やかに」じゃないとか「わかりやすく」じゃないとかあるとは思いますが、まだ「速やかに」「わかりやすく」であれば、シンプルに受け止められる言葉とは思いますが、「積極的に」とか「公平に」までになると、くどくなってきた、結局よくわからなくなるという気もするので、せいぜい「速やかに」「わかりやすく」だと思います。

(横山会長)

では「速やかに」「わかりやすく」という表現にしましょうか。では「速やかに、わかりやすく」という表現にすることにして、原案にある「適切な時期に」は削除するということにしますか。

つぎに、情報の公開です。

(上野委員)

質問よろしいでしょうか。「市政に関して」とありますが、それは情報公開条例の表現を用いてということでしたね。

(事務局 上石主幹)

そうです。ここで、情報公開の条文の中でポイントになりますのが、「市政に関して」という表現を使うということと、「市民の知る権利を尊重し」という表現を使っておきまして、他の自治体では保障という表現を使っている自治体もあります。これを保障にするのか尊重にするのかということで意見が出ました。まず「市政に関して」という表現につきましては上野委員の御指摘にもありましたように、情報公開条例との結びつきもありましたので、「市政」という言葉を使っております。また、「市民の知る権利の尊重」につきましては、原案打ち合わせ時に石黒先生からお話があったのですが、憲法上で「知る権利の保障」というのは明文化されていないこともありましたので、あえて、「保障」ではなく「尊重」という表現がいいだろうということで「市民の知る権利を尊重し」という表現になりました。

(上野委員)

市政というものが、どこからどこまでを指すのかわからないのですが、例えば、小樽市の病院とか水道局とか特別な会計でやっているものもの情報公開も「市政」ということになるでしょうか。

(横山会長)

市政になりますね。

(上野委員)

市政というのは、市でやっているものとか、活動すべてを指すので、それ以外はないという認識でいいでしょうか。

(事務局 上石主幹)

市が持っている情報というものが、何であるかといったときに「市政」に関する情報であるということです。

(上野委員)

何とかに関してとなると、その対象だけなのかなと、その対象じゃないものもあるのかなと感じたも

のですから。他の自治体を見ると、「市の保有する情報」というのがありまして、あえて「市政に関して」と限定ということにしている理由はなんだろうと思ったものですから。

(横山会長)

石黒先生たちが「市政に関して」を使ったのは、他の自治体を意識してということでしょうか。

(石黒副会長)

私個人としては特に拘りをもってというわけではありませんが、既に小樽市にある条例との整合というのが一つあるということです。

(横山会長)

対象についてはどうでしょうか。稚内などは「市の保有する」となっていますね。

(石黒副会長)

市が対応できるのは、ということですが、「市政に関して」というイメージが沸かないということであれば、「市の保有する」という表現でも、情報公開条例との整合性がとれなくなるということもないとは思いますが。

(横山会長)

そうすると、むしろ「市の保有する情報」という表現がいいでしょうかね。

(事務局 上石主幹)

あえて「市政に関する」としましたのは、たとえば稚内市ですと「市の保有する情報について原則として公開します」としています。市の保有する情報は個人情報もあります。原則として公開しますとしたときに、市の持っている個人情報も対象になるかということ、それはならない。ここで言うております、市が情報の公開をするというのは、あくまで「市政」にかかわる情報を提供するという形になるのであって、持っているものがすべてとはならないと思います。

(横山会長)

ただ稚内などは、第6条第2項で「市は、市の保有する情報を市民が共有する財産として、大切に管理します。」として、続いて個人情報の保護と書いてあります。「個人情報に関して厳重な管理」などとセットで規定しています。ですからこういう表現はできると思います。出すのであれば、市の保有する情報を市民が共有する財産として」という表現はできると思いますね。稚内は個人情報の保護について踏み込んで書いてありますけれども、そのあたりを情報の公開の部分で整理をしていけばいいかもしれませんね。逆に情報の公開のところで「市政に関して」と書いてしまうと、個人情報のことはなくなりますから、個人情報の保護は具体的になるのじゃないかと。このへんはどうでしょうかね。むしろ個人情報保護をセットで議論したほうがいいとは思いますが。

今回の個人情報保護の案ですと「個人の権利利益の保護及び市政の公正かつ円滑な運営のため」となっています。

(田口委員)

今後この条例がどのように使われていくとか、読んでいただく対象もまだ決まっていないのかもしれませんが、「市政に関して」という言葉でも、委員会の中でも意味について疑問が出る。ということは市民の方も当然疑問は出る。個人情報保護のこの案も正直、解りづらいというか、難しい文言ではあるかなと思います。さっきの「市政に関して」も「市の保有する」という表現のほうが明らかにわかり

やすいでしょうし。説明が大分必要だというのも問題とは思いますが、函館のように個人情報を除くという風に入れる程度であれば、「市の保有する情報のうち個人情報を除く」というのは分かりやすいとは思いますが。できる限り個人情報の保護も、情報の公開も市民がわかりやすい方向で考えたほうがいいと思います。どうしても入れなければならない専門用語とかもあるとは思いますが、できる限り一般的にイメージしやすい言葉を使わないと意味がないかなと。

(横山会長)

たしかに個人情報の案の中で「市政の公正かつ円滑な運営のため」わかりにくいですね。

(田口委員)

そう思いますね。

(横山会長)

いかがでしょうか。

(神野委員)

私は「市政」というのがふんわりしているなど感じまして、ちょっと具体的なほうが読んでいてその状態がイメージできていいかなと思います。

(横山会長)

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。稚内と函館は認識的に一緒なのですが、函館は情報の共有の中に個人情報保護を入れていない。稚内は情報の公開と個人情報保護を一緒に書いています。御意見いかがでしょうか。

(佐藤委員)

よろしいでしょうか。文言はまとまらないのですが、「市は市民の知る権利を尊重し」ここの部分の後に「市が保有する情報」そのあと、個人情報の文章をどういったものか頭がまわらないのですが、そういう情報を公開するように努めなければならない。そうすると先ほどの個人情報の部分が入ってくるので。

(小笠原委員)

私も「市政に関して」ではなく「市の保有する情報」という表現がいいかなと、個人情報に関しては、函館の条文がすっきりしていていいなと思っています、条文そのものの数は少ないほうがいいと思うのです。今ですと3つに分かれています、函館のような書き方もできますし、分けることによってわかりにくくなってしまうような。「個人情報を除き市の保有する情報を公開する」という意味合いがわかればいいのではないかなと思いますね。これも疑問点なのですが、「市の保有する情報」というのは市政に関する情報と個人情報のほかに例えば道庁との関係とかそういうところもあると思います。それも市政というのかどうかかわからないですが、そういった幅のある広い意味での行政からの情報も小樽市を通じて市民は欲しいということも出てくると思いますので、「保有する情報」としたほうが市政に関係ない部分を含めて市が持っている情報につながっていくとは思いますが。

(中委員)

色々な意見がでましたけれども、「市政に対して」という言葉が、情報公開条例などでちょっと大衆性に近づいているかどうかを考えておく必要はあると思います。他の自治体でも「です。ます。」体で書かれている条例はとても読みやすいですし、イメージしやすいなという気がしています。ですから皆さんの意見も大体それに近いのかなという気がしています。

(石黒副会長)

小笠原委員の意見で、函館の形がいいというお話のときに、二つで仕切れるので条文が少なくていいということでしたが、第22条の別の場所で個人情報保護について規定しています。個人の情報の保護のために行政がやるというスタンスです。ただ情報の共有という点では、多くの自治体が並べてセットとして規定している自治体が多い。函館は切り離して考えている。

(横山会長)

総合計画、とか指定管理者はどうでしょうか。

(石黒副会長)

どこに置くかは別にして、個人情報保護のところに1条置く必要はあるでしょう。小笠原委員の言われたように、函館は別に置けていますが、これをひとつの条文でやってしまうということは適切じゃないとは言えるかもしれません。函館の第7条よりは個人情報の保護ももっとしっかり述べる必要はありますね。

(横山会長)

函館の議論では第7条のところに入れたのですが、内容的に不足なのではという意見が出て行政運営の中に入れましたね。とくに個人情報保護は大切なので、1、2行では規定しきれないということで、行政運営のほうにもまた入れるという議論でした。だから個人情報保護という個別の項目がないと困るという議論でした。だから、情報の公開のところでは簡単に書くけれども、行政運営の中では、行政にとっては非常に重要な仕事の一つですからそれは規定しなければいけないという判断でした。

(石黒副会長)

今日の資料の中で、苫小牧市の条例なども場所は離れた場所に規定しています。情報共有を原則として第3条に入れて、それを受けて提供と公開は第4条、個人情報保護は市政運営の第24条にある形です。理論的にはこちらのほうがいいかもという気もしますが、稚内市のように情報のところに固めたほうがわかりやすいという面もあるとは思いますが、どちらがいいかというのはなんとも言えない部分もあるとは思いますがね。

(中委員)

むしのいい質問なのですが、頂いている自治体の条例というのは、一斉に作ったわけではなく、年代を追って作られていて、最初にニセコ町でできた後に、それをたたき台にして少しずつ進化していったり、自分の街はどこの街を参考にして進化させようという過程もちよっとありながら、いい部分をどんどん吸収していった進化しているとすると、横山先生のおすすめとかは最初にできた条例よりも後にできた条例のほうがポイントをうまく抑えているのではないかなと思うのですが。われわれはすぐぱっと見て、読みやすいとか、わかりやすいとかはありますけれども、ポイントの上手な押さえかたとか、選定していった流れのかなでの咀嚼のしかたが、我々はわからないので、先生の思っている、こうやってうまく作ってきたというのが体験で教えて頂きながら作っていくと我々も、もうちょっとうまく進化して問題点を解決したんだなというのがわかるのですが。少し教えて頂ければ。

(横山会長)

策定委員会の皆さんが稚内や函館などでもそうですが、あくまでも私は会長として私の意見も述べる時はありますが、基本的には委員の皆さんが色々議論してそれを最後にまとめるという作業でした。

ですからもちろん進化したというのがありますが、全体として言えるのは稚内、函館は回数的には相

当やりましたし、委員の皆さんも非常に熱心に議論して頂きましたので、各委員の皆さんも他の自治体の条例を勉強されました。そういう中で条例の形として出来上がったということですね。

先ほどの個人情報保護に関して、これは絶対必要なもので入れないわけにはいかないだろうと、函館市では情報公開では簡単に書いたので、行政運営のほうにも入れなくてはいけないだろうと。

稚内市は、情報に関連するとして、情報共有の中で整理をしました。それと「市政」というのは稚内でも使っていないわけではないのですが、いかようにも解釈のできる部分は排除するという考えはありました。

私が委員会の際に、策定委員の皆さんが良くわかりにくいというのは、一般の市民の方たちだともっとわかりにくいと思ったほうがいいと思います。

この部分どうでしょうか。「市の保有する情報」という表現を使うか使わないかということですが、使ってみましょうか。どうですか「市政に関して」という表現をやめてしまって、「市の保有する情報」とする。それから「市民の知る権利を尊重する」これはどうでしょうか。（各委員より賛成の声）これはいいですね。それから個人情報の保護に関しては、函館市のような形で入れるのと、稚内市のような形で入れるのとどちらがよろしいでしょうか。逆に函館のほうは専門用語も入っているのもしっかりしているかもしれませんが、ただ情報共有の中に入れてほうがわかりやすいのは間違いないですよ。その辺をどう判断するかですね。

（小笠原委員）

さきほどの中委員のお話にもあったように、時期というのもあると思います。個人情報保護法が施行されて、世の中が個人情報のことについてピリピリしているときに、こういう条例を作ると、ここは大事だから別にしようという議論もあると思いますが、ある程度今は落ち着いてきていて、個人情報の保護も当たり前になってきているので、あえて別のところに書かなくても、情報の共有の外に一つ項目としてあればいいのかなと、ですから函館方式ではなくて稚内方式のイメージで、そういうほうがわかりやすいかなと思います。

（横山会長）

今日はスケジュールにつきましてもお話ししなければならないので、私のほうでポイントを絞りますので、事務局に対応、再提案をお願いいたします。一つは、市は市の保有する情報について公開をするということ。市民の知る権利を尊重する。この二つは入れる。あと情報の管理、市が保有する情報をちゃんと管理しますと、こういうこと。あと個人情報の保護でも項目をつくるということ。これも、原則として本人以外には開示しないという表現が入るかなと思います。個人情報等の公開できない情報を除いては公開する。個人情報については原則として本人以外には開示しないという線で文言を作って頂き以降の策定委員会で再度議論したいと思います。

つづきまして、スケジュールにつきまして、事務局と調整し、部会を二つ作ってという案を新しく作りましたので事務局より提案をお願いいたします。

<事務局よりスケジュール案について提案>

①策定委員会の開催ペースについて、議論内容を再考した結果、月1回の開催で予定すると、来年2月までのスケジュールとなった。

②専門部会についてはA部会が5月、6月、8月、1月開催予定、B部会は6月、9月、11月、12月それぞれ4回開催予定となる。部会の構成委員、担当項目は前回策定委員会の決定のとおり。

※スケジュールについて確認後、次回の策定委員会の開催日程について調整し閉会した。

- ・次回開催日 3月15日（火）16：00～
- ・4月以降の開催については月曜に開催する